

## 実践的な防火研修について

(平成21年 3月31日消防局長決裁)

標題について、防火安心みおつくし表示制度実施要綱（平成 21 年 4 月 1 日施行（以下「要綱」という。)) 別表「第 2 防火に係る取組みに関すること」の実践的な防火研修について、次のとおり定める。

### 記

防火安心みおつくし表示制度実施要綱別表第 2 防火に係る取組みに関すること  
の実践的な防火研修に係る細目

平成21年 4 月 1 日

- 1 実践的な防火研修（以下「防火研修」という。）とは、次に掲げる項目すべてについて行う研修をいう。
  - (1) 消防用設備の取扱い要領  
自動火災報知設備等の消防用設備等の取扱い要領の訓練
  - (2) 煙体験  
煙の性状を理解し、実際の煙の中から避難要領を修得する訓練
  - (3) 避難誘導  
真っ暗な中での避難誘導訓練
  - (4) 火災消火訓練  
消火器、屋内消火栓等を使用した消火訓練
  
- 2 補足  
上記防火研修項目を充足するものは、現時点においては次のものがある。
  - (1) 防災実践講座（有料）
  - (2) 防災実技講習（無料）  
実施機関は、(1)、(2)とも(財)大阪市消防振興協会